

平成 27 年度第 2 期工事定期監査及び出資団体工事監査の結果に基づき講じた措置等

(行財政局, 産業振興局, 建設局, 住宅都市局, 区役所, 教育委員会事務局, 公立大学法人神戸市外国語大学)

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(1) 重点項目「工事の安全管理」</b></p>		
<p><b>ア 掘削作業時の土留め</b></p> <p>本工事は、北区における雨水管渠の補修工事である。</p> <p>「建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編」では、地盤を掘削する際、土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、その深さが 1.5m を超える場合には原則として土留めを行うこととされている。</p> <p>しかし、北区における雨水管渠の補修工事において、掘削深さが 1.5m を超えていたが、適切に土留めが施工されていなかった。</p> <p>(建設局中央水環境センター管理課)</p> <p>[No.31 下水道施設小規模工事(単価契約・その 8)]</p>	<p>交通規制等の関係から掘削できる範囲が制約され、適切な法勾配が確保できないケースでは、土留措置を講じ安全確保する。</p> <p>平成 28 年 2 月 17 日開催の請負人を集めた「工事連絡会」で施工中の請負人に対し文書にて指導を行い、監督員及び請負人への周知徹底を行った。</p> <p>今後も管内工事の安全パトロールを継続的に実施するとともに、水環境センター間相互の工事安全パトロールも確実に実施していく。</p> <p>また、平成 28 年 3 月 9 日に、下水道事業の本庁および水環境センターの維持管理部門で構成する「サービス部会」と、平成 28 年 3 月 10 日に、下水道事業の本庁および水環境センターの土木工事担当係長で構成する「建設部会」で、本事例を説明し、各所属において担当者への周知を行った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 重点項目「工事の安全管理」		
<p><b>イ 高所作業時の安全対策</b></p> <p>本工事は、垂水区における公園改修工事である。</p> <p>「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の箇所で行う作業を行う場合、墜落により労働者に危険を及ぼす恐れのある時は作業床を設けなければならないとされている。また、作業床を設けることが困難なときは、安全带等の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。</p> <p>しかし、本工事では高尺フェンス（H=4.0m）設置作業の際、高所作業をしていたが墜落防止の措置が講じられていなかった。</p> <p>（住宅都市局市街地整備部都市整備課）</p> <p>[No.51 泉が丘北公園改修工事]</p>	<p>平成28年2月29日に、所属内の土木技術者に対し、監査指摘概要の説明と高所作業時における安全対策について研修を行った。</p> <p>必要な安全対策を講じて事故の未然防止に努めるよう周知徹底するとともに、請負業者への安全対策の指導を徹底するよう周知した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(2) 積算</b>		
<p><b>ア 防音シートの単価</b></p> <p>本工事は、西区における小学校の校舎増築工事である。</p> <p>本工事では、工事に伴う周囲への防音や粉塵の飛散防止などのため、増築する建物の外周に枠組足場と防音シートを設置することとしていた。</p> <p>防音シートの積算は、かけ払い費と賃料をそれぞれ算出して合計するが、その際、賃料の単価の単位を誤って積算したため、過小となっていた。</p> <p>工事積算における単価の適用は適切に行うべきである。</p> <p>(住宅都市局建築技術部建築課) [No.56 伊川谷小学校校舎増築他工事]</p>	<p>これは、仮設材の賃料の単価には日額と100日の賃料が混在しており、防音シートの場合には日額賃料であったにもかかわらず100日賃料と誤って単価に1/100を乗じてしまったのが原因である。</p> <p>こういった積算ミスをなくすため、3月9日課内会議で積算時のダブルチェックの徹底と、チェックを確実にを行うための「積算チェックリスト」の適用を改めて周知した。</p> <p>また、誤りの元になった類似の単価については、単価採用にあたって誤りのないように、防音シートをはじめ全ての仮設材賃料について日額賃料をなくし100日賃料へ統一するよう単価の見直しを行う。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(2) 積算</b>		
<p><b>イ 人力施工と機械施工の区分</b></p> <p>本工事は、垂水区において都市計画道路を拡幅整備するため、開水路構造の雨水幹線を道路拡幅部の地下にボックス構造として移設する工事である。</p> <p>土工事における積算では、現場の施工条件や施工量により人力施工と機械施工を区分し、施工条件等に反映する必要がある。</p> <p>しかし、本工事における岩盤調査のための試験掘りでは、機械施工が可能な状況であるが、人力施工として積算していたため過大となっていた。</p> <p>現場の施工条件を把握し、適切に積算すべきである。</p> <p>(建設局下水道部工務課)</p> <p>[No.26 東川上流雨水幹線移設工事(その2)]</p>	<p>現場の施工条件に基づき適切に積算すべきところ、その選定を誤って積算したことが原因である。</p> <p>平成28年3月9日に、下水道事業の本庁および水環境センターの維持管理部門で構成する「サービス部会」と、平成28年3月10日に、下水道事業の本庁および水環境センターの土木工事担当係長で構成する「建設部会」で、本事例を説明し、各所属において担当者への周知を行った。</p> <p>また、積算の誤りを防止するため、積算時に選択した施工条件が現場条件と整合しているか確認できるよう積算チェックリストの項目を追加した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(2) 積算</b>		
<p><b>ウ 作業船の回航費</b></p> <p>本工事は、中央区の浸水対策事業におけるポンプ場の放流渠を築造する工事である。</p> <p>メリケンパークの護岸部に吐口を設置するため、海上からクレーン機能付の作業船により作業を行う必要があった。そのため、作業船を他の港から工事現場まで回航する費用を回航費として計上している。</p> <p>港湾請負工事積算基準（国土交通省）によれば、回航費には、艀装費、運転費、損料、保険料、検査料、旅費等を計上することとされている。</p> <p>しかし、本工事では艀装費等の計上に際し、数量等に誤りがあり過大となっていた。</p> <p>数量等の算出は正確に行うべきである。</p> <p>※艀装(ぎそう)費(ひ)：回航される船舶を目的場所まで安全に航行するために必要な船体の補強、固縛、防水工事等に要する費用 (建設局東水環境センター管理課)</p> <p>[No.22 中突堤ポンプ場放流渠築造工事(その2)]</p>	<p>港湾請負工事積算基準(国土交通省)の内容の解釈に誤解があり、艀装費等が過大計上となっていた。</p> <p>今後は、今回のような下水道工事では使用頻度の少ない積算基準を用いる場合は、他部局に幅広く意見を求めるとともに、より一層積算基準等の確認を徹底する。</p> <p>こうした誤りをなくすため平成28年3月10日に下水道事業の本庁および水環境センターの土木工事担当係長で構成する「建設部会」で本事例を説明し、関係部署に周知した。</p> <p>その後、工事担当課では平成28年3月24日に開催した係会議において、担当者に周知徹底した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(2) 積算</b>		
<p><b>エ 土木工事の諸経費の算定</b></p> <p>本工事は、中央区の浸水対策事業におけるポンプ場放流渠を築造する工事である。</p> <p>「神戸市土木工事標準積算基準書」では、工事の諸経費は諸経費対象額に所定の率を乗じて算定することとしている。しかし、本工事では諸経費の算定に以下のような誤りがあった。</p> <p>諸経費の算定は正確に行うべきである。</p> <p>(1) 本工事は既に契約している工事（以下「前工事」という）の請負人に随意契約したものである。随意契約した場合の諸経費は、前工事と一体に発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額と規定されている。</p> <p>しかし、算定に用いる前工事の経費率の適用に誤りがあり、過大となっていた。</p> <p>(2) 諸経費対象額は、直接工事費等から諸経費対象としない工種の金額を控除することになっている。</p> <p>しかし、直接工事費等から控除すべきではない工種を控除したため、諸経費が過小となっていた。</p> <p>(建設局下水道部工務課) [No.22 中突堤ポンプ場放流渠築造工事(その2)]</p>	<p>(1) に関して、発注年度が異なる前工事について、本工事と同年度の新基準で調整計算を行うべきところ、旧基準のまま調整を行ったため、本工事の諸経費が過大となっていた。</p> <p>(2) に関して、諸経費対象額の算定にあたり、直接工事費等から控除すべきではない工種を誤って控除したために、諸経費が過小となっていた。</p> <p>上記2点の誤りを防ぐため、平成28年3月10日に下水道事業の本庁および水環境センターの土木工事担当係長で構成する「建設部会」で本事例を説明し、各所属において担当者への周知を行った。</p> <p>設計担当課では、平成28年2月23日に開催したライン会議において、担当者に周知徹底した。</p> <p>また、同様の誤りを防ぐため、諸経費調整等について設計者及び照査者が確認できるように、積算チェックリストの項目を追加・修正した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(2) 積算</b>		
<p><b>オ 設計変更での数量の積算</b></p> <p>本工事は、中央区の浸水対策事業におけるポンプ場の機械設備工事である。</p> <p>本工事に含まれる地下オイルタンクの基礎工事では、土工事の掘削、残土処分、埋戻しについて、設計変更を行った。しかし、変更後の数量の積算を誤っていたことから、過大となっていた。</p> <p>設計変更の際の数量の積算は適切に行うべきである。</p> <p>(住宅都市局建築技術部建築課)</p> <p>[No.37 中突堤ポンプ場雨水ポンプ機械設備工事]</p>	<p>これは、設計変更時における積算の考え方を誤ったことが原因である。</p> <p>こういった積算ミスをなくすため、3月9日課内会議で改めて積算時のダブルチェックの徹底を周知した。</p> <p>また、照査にあたっては業務経験の豊富な者がチェックするなど、チェック体制を充実させる。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<b>(3) 契約</b>		
<p><b>ア 製造その他請負契約約款の徹底</b></p> <p>本業務は、長田区における市場に設置しているコージェネレーション設備の保守管理業務である。</p> <p>「製造その他請負契約約款」では、「請負人は本市の書面による事前の承諾なくして、この契約の一部を他人に履行させてはならない」と定められている。</p> <p>しかし、本業務では、下請負人に契約の一部を履行させていたが、書面による事前の承諾がなかった。</p> <p>約款に基づき適正に契約を履行するよう、請負人を指導すべきである。</p> <p>(産業振興局中央卸売市場運営本部西部市場) [No.7 西部市場コージェネレーション設備保守管理業務]</p>	<p>請負人が事前に承諾願を提出することを失念したこと、また当局も約款を十分に把握していなかったことが原因である。</p> <p>今後は、このようなことがないように、請負人との初回打合せ時に契約条項の遵守を徹底する。</p> <p>本件について、平成28年3月8日の事務所内の会議にて職員全員へ周知した。さらに今後も定期的に会議を通じて周知徹底する。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p><b>(4) 施 工</b></p>		
<p><b>ア 建設資材廃棄物の引渡完了報告</b></p> <p>本工事は、中央区の浸水対策事業におけるポンプ場の機械設備工事である。</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象工事を直接請け負った者は、「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」により、当該工事に伴って生じた建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し完了したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、市長及び当該工事の注文者に報告することとされている。</p> <p>しかし、本工事では期限内に請負業者が引渡完了を報告しておらず、注文者もその確認をしていなかった。</p> <p>法令等を遵守し、請負業者を指導して適正に処理すべきである。</p> <p>(建設局東水環境センター施設課)</p> <p>[No.37 中突堤ポンプ場雨水ポンプ 機械設備工事]</p>	<p>本工事の報告書については請負業者が提出を失念していた。また、注文者である工事監督課でも提出書類のチェックが出来ておらず、未提出に気付いていなかった。</p> <p>なお、平成27年12月4日、報告書を提出済みである。</p> <p>平成28年2月22日開催の下水道部門設備職新人研修と下水道機械・電気設計監督担当者勉強会にて周知徹底した。</p> <p>今後、請負業者と工事監督員共に同様の間違いが生じないように工事書類チェックリストの変更を行った。</p>	<p>措置済</p>